

第 33 回 喜多方市農業委員会総会議事録

1. 開催の日時及び場所

日 時 令和 5 年 8 月 21 日 (月) 午後 1 時 30 分
会 場 高郷総合支所 大会議室

2. 委員定数 19 名

3. 本日の総会に出席した委員

会 長 19 番 京野 貞夫
会長職務代理者 18 番 齋藤 澄子
委 員

1 番 高橋 忠一	2 番 高野 進	3 番 渡部 清孝
4 番 小沢 勝則	5 番 武藤 常雄	6 番 二瓶 崇
7 番 菊地 貴	8 番 山口 久人	9 番 大津 康男
10 番 小林千代松	11 番 平田 恭一	12 番 木戸 賢治
13 番 木村富士男	14 番 小林 博行	15 番 菅井 大輔
16 番 岩崎 茂治	17 番 佐藤 光伸	

4. 本日の総会に欠席通告した委員

なし

5. 本日の総会に遅参通告した委員

なし

6. 本日の総会で報告される事項は次のとおり

報告第 71 号 会務報告について

報告第 72 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

報告第73号 農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による届出について

7. 本日の総会に提案される議案は次のとおり

議案第171号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第172号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第173号 現況確認証明申請について

議案第174号 農業振興地域整備計画の変更（案）について

議案第175号 農用地利用集積計画について

8. 農業委員会事務局職員

事務局長 岩 下 正 勝

次長兼農地係長 誼 高 文 信

農政係長 大 竹 秀 樹

熱塩加納総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

副 主 査 湯 浅 惣 太

塩川総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

主 査 長谷川 修

高郷総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

副主任主査 小 林 さおり

9. 会議の概要

○会長（あいさつ）

本日は大変お忙しい中、また連日の猛暑続きということで暑い中、第33回総会にご出席をいただきまして大変ご苦勞様でございます。猛暑日が今週いっぱいかと気象庁は見ております。また、その後についても例年より高い気温で推移するのではないかとこの予報も出ており

ます。この様な中で水稻に花水しても猛暑日で高温障害が懸念される
ところでございます。なかなか回避するのは難しいと思います。今後は
水のかけひきかだと思いますので、こまめな水管理をしてなおかつ落
水はそれぞれ圃場によって違いはあるかと思いますが、自ら判断をし
て、ぜひとも良質米を全量1等ということで、最善の努力をお願いし
たいと思います。また、地域計画策定ということで、今月の地区調整
会議が開催されましたが、集落座談会に変わる集落の代表者を集めた
会議等、地区によっていろいろな取組みがありますが、何と言っても
これを早めに進めていかなければならないと思います。来月になりま
すと、中旬以降は稲刈りということで、その間に何もしていなかった
ということがないように、よく事務局と相談をして早めに集落座談会
もしくは代表者会議ということで臨んでいただきたいと思います。ま
た、今月の24日ですが県の農業会議で常設審議委員会があります。審
議委員会が終わり次第、令和5年度の要望ということで、県知事に要
望書を提出します。3点の大きな柱として1つ目は食糧安全保障につ
いて、2つ目は担い手の確保及び育成等について、もう1点は優良農
地の確保についてということで、大きく分けてこの3点を要望して参
りたいと思います。県では県からまた国に要望する文書も添付してお
り、そのような取組みも行っておりますので、その回答が出ましたら
皆さんにいち早く報告をして参りたいと思います。また、皆さんにお
願いしたいのは我々の任期が来年の1月14日に満了を迎えます。何と
ぞ皆さん続投をお願いしたいと思います。この後の全員協議会で議題
にもありますが、よく協議をして前向きに検討していただくことをお
願いしたいと思います。

本日の総会には、報告3件、議案5件を予定しております。皆様方
のご協力をいただき、スムーズに進めさせていただくことをお願い申
しあげ、ごあいさつに代えさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

(開 会)

○議長

欠席委員は、おりません。

定足数に達しておりますので、これより第33回喜多方市農業委員会総会を開会いたします。

○議長

会期は、本日一日間とすることにご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日一日間と決しました。

○議長

議事録署名委員は、議長より指名してご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議事録署名委員には、9番 大津康男委員、10番 小林千代松委員を指名いたします。

(報告事項)

○議長

はじめに、「報告第71号 会務報告について」、「報告第72号 農地法第18条第6項の規定による通知について」、「報告第73号 農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による届出について」の報告事項を議題といたします。

事務局より一括して内容の報告をさせます。

報告第71号 会務報告について

○事務局

〔1件を朗読、説明。〕

報告第72号 農地法第18条第6項の規定による通知について

○事務局

〔4件を朗読、説明。〕

報告第73号 農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による届出について

○事務局

〔1件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました

報告第73号 農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による届出について、13番 木村富士男委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○木村富士男委員

〔報告第73号について、現地調査の結果並びに補足説明〕

13番木村です。農地法施行規則第29条第1項第1号案件No.1について、補足説明いたします。去る8月10日午前9時50分ごろから届出人の○○○さん立ち会いのもと、誼高次長と私の3人で現地調査及び聞き取り調査を行いました。現地は自宅に隣接する農地で地目は田ですが畑として利用されていました。その一部に農機具格納庫のパイプハウスを建てたいとのことでした。周囲は南側は道路になっており、西側と北側は○○○さんの田んぼ、東側は○○○さんの宅地であり、パイプハスウが建つことで周囲に迷惑がかかるようなことはない判断いたしました。以上

です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、報告第71号から報告第73号までの報告事項について、ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。報告第71号から報告第73号までは、事務局報告のとおり了承することにご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、報告第71号から報告第73号までは了承することにしました。

（議案審議）

○議長

議案審議に入ります。

「議案第171号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔権利設定1件、所有権移転3件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました

権利設定のNo.1については、8番 山口久人委員、所有権移転のNo.1については、7番 菊地貴委員、No.2については、10番 小林千代松委員、No.3については、15番 菅井大輔委員より現地調査の結果、並び

に補足説明がありましたら報告を求めます。

○山口久人委員

〔権利設定のNo.1 について、現地調査の結果並びに補足説明〕

8番山口です。農地法第3条権利設定の案件No.1 について、ご報告申し上げます。去る8月8日午前11時ごろ、株式会社〇〇〇の事務所で使用貸借の設定人〇〇〇氏と被設定人〇〇〇の代表者である息子さんである〇〇〇氏と面談し、聞き取り調査をいたしました。設定人の〇〇〇さんは75歳と高齢のため同族の会社である〇〇〇に使用貸借契約により無償で貸付けるものです。今回は使用貸借権の設定のみであり、周辺の農地には何ら支障なく管理がなされるものと判断いたしました。以上です。

○菊地貴委員

〔所有権移転のNo.1 について、現地調査の結果並びに補足説明〕

7番菊地です。農地法第3条所有権移転案件No.1 について、ご報告いたします。去る8月10日午前10時ごろ、〇〇〇さん宅を訪問し、譲渡人の〇〇〇さん、譲受人の〇〇〇さん、〇〇〇さんの奥さんからお話しをお伺いいたしました。本件は生前贈与による親子間の所有権移転です。譲渡人が高齢で病弱な状態になっていることから今回の申請に至りました。今回の申請直後、今まで農地の維持管理をしていた譲受人が脳梗塞を患い訪問時、車いすでの生活でありましたが、譲受人の奥さん、そして近く住む奥さんの兄弟の手伝いを受け、先祖代々の農地を家族全員で維持するという強い意志を確認して参りました。現地を確認させていただきましたが、地目が田の部分は現況は畑、申請地のすべてについて草刈りを行い、所有するトラクターで耕耘されておりました。よって、本申請に伴う権利の取得については問題ないと判断いたしました。以上です。

○小林千代松委員

〔所有権移転のNo.2 について、現地調査の結果並びに補足説明〕

10番小林です。農地法第3条所有権移転案件No.2について、聞き取り調査及び現地調査の結果を報告いたします。去る8月10日午前8時30分ごろ譲受人の〇〇〇氏の息子さんが仕事で不在のため、お父さんの〇〇〇さんと面会し、現地確認及び聞き取り調査を行いました。申請地は以前から〇〇〇氏が借り受けて耕作しております。自宅のすぐ南側に隣接しており、野菜の作付けをしております。そのため周辺の農地には影響はなく、今後も適正な耕作管理がなされるものと判断いたしました。以上です。

○菅井大輔委員

〔所有権移転のNo.3について、現地調査の結果並びに補足説明〕

15番菅井です。農地法第3条所有権移転案件No.3について、ご報告いたします。去る8月9日午後3時30分より申請地において、譲受人の〇〇〇さん出席のもと現地調査並びに聴き取り調査を行いました。譲渡人の〇〇〇さんには電話にて聴き取り調査を行いました。譲受人の〇〇〇さんと譲渡人の〇〇〇さんは親戚関係にあり、県外在住の〇〇〇さんが耕作管理出来ないため〇〇〇さんに譲り渡すことになったものです。申請地は不作付地で雑草が1メートルほど伸びておりましたが、所有権移転後は草刈りを実施した後に耕耘をして管理し、来年からは野菜を作付するとのことでした。以上の調査の結果、本申請に伴う権利の取得については問題がないものと判断いたしました。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第171号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第171号について、原案のとおり可決する

ことに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第171号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第172号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔所有権移転2件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました

所有権移転のNo.1、No.2について、16番 岩崎茂治委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○岩崎茂治委員

〔所有権移転のNo.1、No.2について、現地調査の結果並びに補足説明〕

16番岩崎です。農地法第5条所有権移転案件No.1について、ご報告申し上げます。去る8月10日午前9時ごろから私と誼高次長、代理人の司法書士が出席し、現地調査並びに聴き取り調査を行いました。申請地は、先程の説明でもありました様に第3種農地で、申請地の東側には葉たばこを耕作されている農業者の方がおりますが、そちらがかなり高い位置にある畑になっておりまして、建物の建設についてはカーポート等は建設しないということでありまして、周辺は市道に囲まっておりますので、周辺の農地には何ら影響を及ぼすことはない判断いたしました。

続きましてNo.2についてですが、こちらにつきましても同日午前9時

30分ごろから同じく誼高次長と共に現地調査を行っております。譲渡人の〇〇〇さん、譲受人の〇〇〇さんの奥さんが立ち会っておりまして、先程説明がありました様に、住宅そのものについては前に〇〇〇さんの土地を購入して建てておりまして、カーポートが必要だということで現場の南側については少し低くなっており、畑地になっておりますが、こちらにL型の擁壁を設置し、雨水については地下浸透で対応することとなっておりますので、周辺の農地等に何ら支障を及ぼすことはないと判断をいたしました。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第172号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第172号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第172号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第173号 現況確認証明申請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔1件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました

No.1について、15番 菅井大輔委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○菅井大輔委員

〔No.1について、現地調査の結果並びに補足説明〕

15番菅井です。現況確認証明案件No.1について、ご報告いたします。去る8月9日午後3時10分より申請地において、現地調査並びに聴き取り調査を行いました。立ち会い人として、申請人の代理人である〇〇〇さん、事務局より熱塩加納総合支所の湯浅副主査、農業委員より木戸委員と遠藤推進委員が出席しております。また、申請人の〇〇〇さんは電話にて確認をいたしました。申請地は機械が入れるような進入路もなく、労働力不足により昭和40年ごろから耕作出来なくなったとのことでした。現在は、杉が大木となっており日光もあまり入らないような状態でした。申請地の西側は山林でしたが、申請地もそれらと同様であり農地への復元は現実的ではなく、山林への地目変更は妥当であると判断いたしました。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第173号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第173号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第173号については、申請書のとおり許可することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第 174 号 農業振興地域整備計画の変更（案）について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔農振除外 1 件を朗読、説明。〕

○議長

それではここで、議案第174号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第174号については、喜多方市に対し異議が無い旨の回答をすることに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第174号については、喜多方市に対し異議が無い旨の回答をすることに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第175号 農用地利用集積計画について」を議題

といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔所有権移転３件を朗読、説明。〕

○議長

それではここで、議案第175号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第175号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第175号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

以上で、本総会の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、第33回喜多方市農業委員会総会を閉会といたします。

（閉 会） 1 4 : 2 1